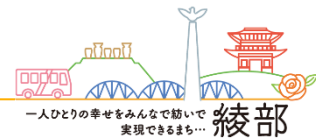




都市計画マスタープランの改定について





- ・都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った地域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするもの
- ・平成25年12月に策定した「綾部市都市計画マスタープラン」は、策定から約10年が経過しており、その間の上位計画等の策定、まちづくりの進捗を受けて、社会情勢の変化に対応していくため、必要な見直しを行う
- ・平成28年に区域区分を廃止した本市では、各地域の特色を活かした「コンパクトアンドネットワーク」の考え方によるまちづくりを目指しており、その実現に向けた取組の方向を明らかにした都市計画マスタープランを策定する

(平成25年=2013年、平成28年=2016年)

上位計画の改定等

- ・京都府 綾部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(平成28年5月改定)
- ・第6次綾部市総合計画
(令和3年3月改定)
- ・綾部市立地適正化計画
(令和3年3月策定)
- ・綾部市過疎地域持続的発展市町村計画 (令和4年12月策定)

まちづくりの進捗

- ・京都縦貫の全線開通や舞鶴若狭道の4車線化
- ・区域区分の廃止とまちづくり条例の制定等
- ・都市計画道路の供用開始・見直し
- ・市道宮代豊里線の整備
- ・新市民センターや北部産業創造センターの整備
- ・駅北複合施設の事業化
- ・工業団地の全区画完売
- ・旧市民センターの跡地活用

社会情勢の著しい変化

- ・都市再生特別措置法や地域再生法の改正
- ・災害の頻発・局地化・激甚化
- ・新型コロナの影響
- ・田園回帰への潮流の高まり
- ・住宅需要の高まり
- ・デジタル田園都市国家構想への対応
- ・環境問題への意識の高まり
(再生可能エネルギーの活用、脱炭素化社会の実現など)
- ・SDGsの実現に向けた取組の推進
- ・過疎地域指定



§ 1 都市計画マスタープランについて

§ 2 現況

社会情勢と上位計画の整理/綾部市の現況

§ 3 市民意識

§ 4 都市づくりの課題

§ 5 将来目標の設定

将来都市像の設定/まちづくりの基本目標/将来目標人口の設定/将来の都市構造

§ 6 全体構想

土地利用の方針/都市施設整備の方針/市街地整備・住環境整備の方針/自然環境の整備又は保全の方針/景観形成の方針/都市防災の方針

§ 7 地域別構想

地域区分の設定/中南部地域/西部地域/中北部地域/東部地域

§ 8 実現化の方策

課題① 適切な人口密度が維持された市街地の形成

- ・人口減少や低未利用地の増加といった市街地の低密度化が更に進行すると、市民の生活を支えているサービス施設の維持に必要な利用圏人口の確保が困難となり、市全体の活力が低下するおそれがあることから、空き家や空き地等の有効活用を図りつつ、居住を誘導することで、適切な人口密度が維持された市街地を形成する必要がある

課題② 住宅用地の不足

- ・市内に工場を持つ企業への経営支援としてだけでなく、生産年齢人口が大きく減少する本市において子育て世代等の定住促進のためにも、新たな住宅用地の確保に取り組む必要がある
- ・生活サービス施設の維持や効率的な公共投資等の観点から、コンパクトな市街地を形成する必要があるため、住宅地は市街地周辺に誘導を図ることが重要となる

課題③ 農村地域における持続可能な生活圏の確保

- ・効率的な地域運営を可能とし、日常生活に必要なサービスが受け続けられる環境を維持していくため、各地区の中心地を核としたコンパクトな生活圏を形成して、地域特性をいかしたまちづくりを進める必要がある(地域拠点)
- ・生活圏内で受けられないサービスの利用を持続するため、地域拠点と市街地中心部、又は地域拠点内の公共交通等によるネットワークを維持・確保する必要がある

課題④ 高齢者等の移動手段の確保

- ・公共交通により高齢者の移動・外出を支えることは、高齢者が運転する自動車事故の低減や高齢者の健康づくりの面からも重要であるため、自家用車から鉄道やバス等の公共交通への移動手段の転換を図るとともに、交通事業者・地域住民・行政が連携して、地域の実情に応じた移動手段を維持・確保することが必要である
- ・自動運転、ITを活用した新たなモビリティサービスの実証実験や導入が全国的に進められる中で、公共交通を利用したスムーズな移動を実現するため、地域ニーズに沿った新たな移動・交通システムの構築が必要である

課題⑤ 新たな産業用地の確保と既存工場の操業環境の維持

- ・恵まれた交通アクセスをいかして更なる企業誘致を推進するため、新たな産業用地の確保が必要である
- ・高速道路網の整備による交通アクセスの向上等の地域特性をいかした物流関連産業や物流の拠点・倉庫を集積させる必要がある
- ・主要道路沿道という交通アクセスの良さをいかし、既存工場が立地している地区においては、企業の土地需要を的確に捉えつつ、柔軟な土地利用を図ることで、既存工場の操業環境を維持する必要がある

課題⑥ 公共 施設の老朽化への対応

- ・市民サービスの維持と財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設の適切な配置や維持管理・更新による長寿命化に取り組む必要がある
- ・公共建築物の統廃合により余剰となる旧施設やその跡地は、地域に必要なサービスの誘導や観光産業拠点の創出等、有効活用を図っていく必要がある

課題⑦ 都市施設等の整備推進

- ・都市施設や都市公園を適正な配置となるよう計画を見直し、必要な都市機能の整備を図る
- ・不足している都市機能を誘導し、都市の利便性を向上させるためには、都市施設等の整備を推進することで積極的に機能の誘導を図っていく必要もある
- ・広域ネットワークの形成は、交通利便性や災害時における安全性、産業の活性化による活力の向上に繋がることから、都市計画道路の未整備区間の整備を推進する必要がある
- ・京都フードテック基本構想に基づく拠点整備を促進する必要がある
- ・四尾山南側地域のまちづくりを進めるため、綾部環状道路構想の実現を図り、道路ネットワークを形成する必要がある

課題⑧ 地域資源の保全と活用

- ・ 多様な地域資源を次世代に継承するため、歴史的な観光資源や京都丹波高原国定公園等の効果的な活用、農村集落での体験型交流等、関係人口の拡大に向けて、府と連携しながら引き続き取り組む必要がある
- ・ ゼロカーボンシティの実現に向け、施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入・理解促進に努める必要がある

課題⑨ 災害リスクの増大への対応

I 安全な避難ルート等の確保

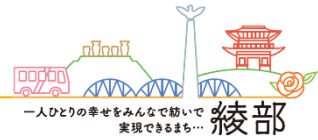
- ・ 災害時の安全な避難ルートを確保するため、未整備となっている道路等の整備と代替道路の検討を進める必要がある
- ・ 自然災害による被害を軽減するためには、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災対策を推進する必要がある

II 既成市街地内の密集住宅地の改善

- ・ 安全で暮らしやすい市街地を形成するため、密集市街地については、道路等の整備や住宅の耐震・不燃化の促進等、防災機能の向上をはじめとする住環境の改善に取り組む必要がある

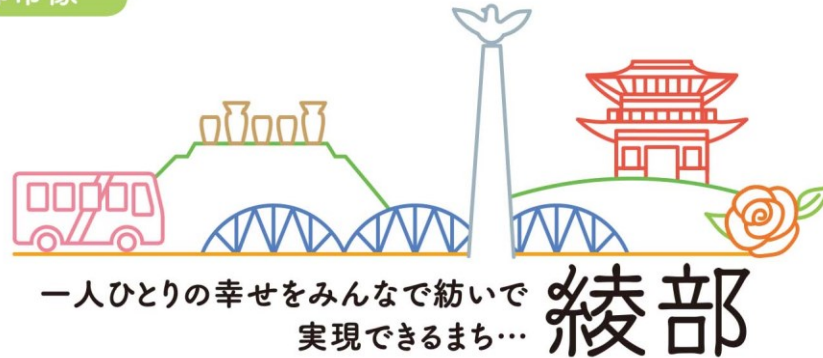


将来目標の設定



- ・本市の最上位計画「第6次綾部市総合計画」に掲げられる将来都市像の実現を目指す

将来都市像



本市は、市民と行政、また市民同士が、お互いに顔の見える関係を築いており、市民一人ひとりがこのまちで良かったと幸せで安心して暮らせるよう、きめ細やかなまちづくりを進めています。

本市の大きな財産である「豊かな自然」と「人々の心の温かさや地域を愛する熱意」を生かし、一人ひとりの夢や希望を実現できるよう、市民や企業はもちろん、本市に関わるみんなで一緒に紡いでいけるまちを目指します。



将来都市像や都市づくりの課題を踏まえ、今後目指すべき都市づくりの基本目標を定める

目標1 快適で住みよい生活圏と活力ある都市づくり

- ・ 市街地においては、都市機能の整備を計画的に行い、市街地内に居住の誘導を図ることで、適切な人口密度が維持された利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指す。
- ・ 市街地周辺での新たな住宅用地の確保に取り組み、都市機能や公共交通の利用圏人口を確保することを目指す。
- ・ 農村地域では、各地区の中心地を核としたコンパクトな生活圏を形成することで地域コミュニティや日常生活に必要なサービスの維持を目指す。
- ・ 市街地中心部と各地区の中心地を結ぶ交通ネットワークを形成するため、地域の実情に応じた移動手段の確保と充実を図ることで「コンパクトアンドネットワーク」の実現を目指す。
- ・ 地域特性やニーズをいかしたデジタル実装に取り組み、誰もが住みやすい都市（スマートシティ）の実現を目指す。

目標2 生活・産業基盤が整った魅力ある都市づくり

- ・ 都市施設の整備、充実及び適切な管理により利便性、快適性の維持・向上を目指す。
- ・ 公共施設の適切な配置や維持管理・更新による長寿命化に取り組むとともに、公共建築物の統廃合により余剰となる旧施設やその跡地を有効活用して、地域に必要なサービスの誘導を推進する。
- ・ 新たな産業用地の確保を図るとともに、既存工場の操業環境を維持するために柔軟な土地利用の誘導を図る。



目標3 由良川水系等の自然・風土を共有する都市づくり

- ・ 由良川、犀川、八田川、上林川、伊佐津川沿いの豊かな自然環境、資源、景観について保全する。
- ・ 水源の里集落や里山集落等の個性をいかし、魅力ある集落づくりによる地域振興と活性化を目指す。
- ・ 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーを活用した取組などにより、ゼロカーボンシティの実現を目指す。

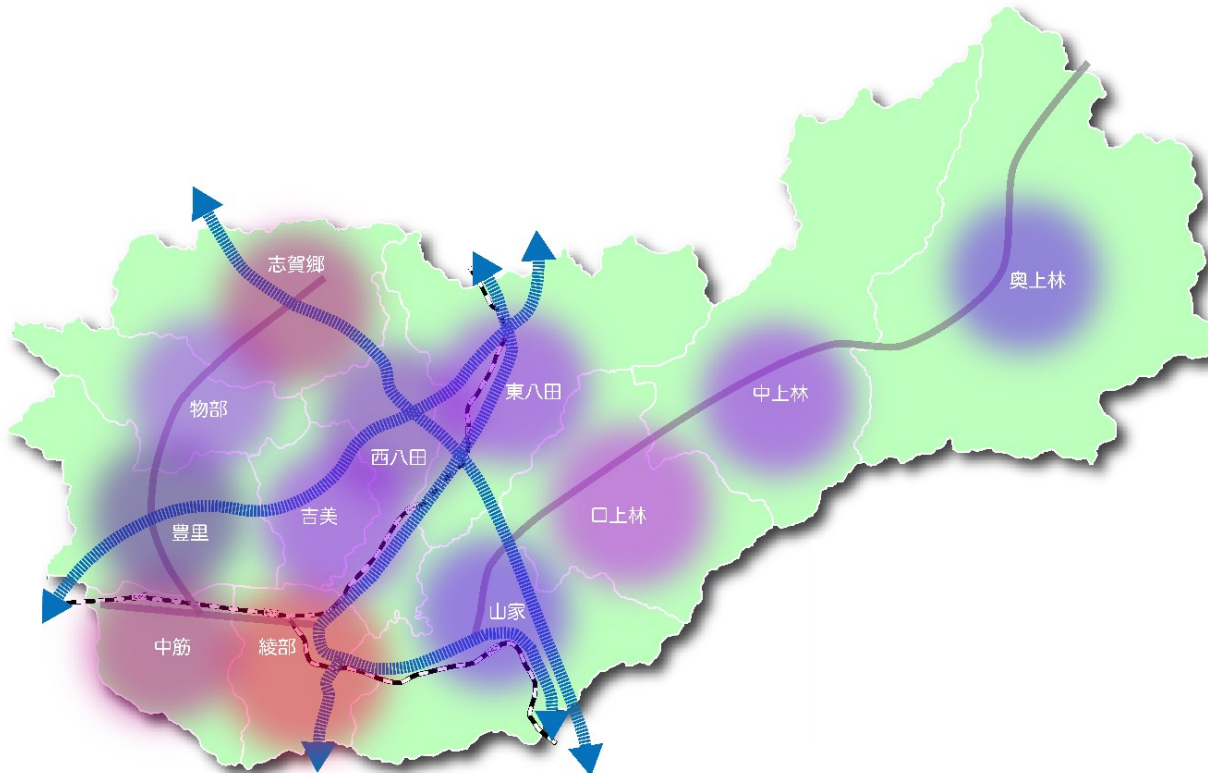
目標4 安全で災害に強い都市づくり

- ・ 災害時の安全な避難ルートを確保するため、未整備となっている道路等の整備と代替道路の検討を推進する。
- ・ 自然災害による被害を軽減するためには、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災対策を推進する。
- ・ 安全で暮らしやすい市街地を形成するため、密集市街地では、道路等の整備や住宅の耐震・不燃化の促進等、防災機能の向上をはじめとする住環境の改善を図る。

目標5 市民等と行政の協働による個性を活かした都市づくり

- ・ 本市が育んできた文化や風土を共有して人と人との絆を大切に育てるとともに、市民や事業者等が都市づくりに参画できる機会を増やし、都市づくりの多様な場において市民等と行政の協働による都市づくりを目指す。

- ・本市は昭和25年に1町6村が合併して市制を施行、その後6村（佐賀村の一部を含む）を合併し、12の旧町村が現在も自治会連合会を組織しており、それぞれに町や村時代の中心地では、学校や商店等が立地し小さな拠点が形成
- ・これらの地域（自治会連合会）ごとに特色あるまちづくりを進めることにより、市全体の活性化を図ることを目指す
- ・各拠点が地域特性に応じたまちづくりによって輝き、それぞれの拠点を交通ネットワークでつなぐ「コンパクトアンドネットワーク」による都市構造を目指します。



都市構造は、多様な地域特性に応じて、都市機能の適切な維持・充実を図る「拠点」、拠点をつなぐことにより地域間の連携・交流を促進させる「都市連携軸」、土地利用のあり方を大きく示す「エリア」で構成

【拠点】

区分	摘要
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR綾部駅、市役所、綾部市立病院周辺を位置づけ ・ 商業・業務、文化、医療、福祉、行政、交通結節等の都市機能の集積を促進し、多様で高度なニーズに対応する都市サービスを提供する複合的な都市機能の充実を図る
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市拠点を除く、各地区の生活圏の中心地を位置づけ ・ 都市拠点と有機的に連携しつつ、日常生活を支えるサービスの確保を図ることで、生活利便性を確保する
工業・物流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府綾部工業団地、綾部市工業団地、綾部 I C、綾部安国寺 I C を位置づけ ・ 主要産業となる工業、物流業等の振興を図るとともに、既存企業との交流促進や、新たな企業誘致等により地域経済の活性化と就業場所の拡充を図る
一次産業研究開発・人材育成拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府立農業大学校周辺を位置づけ ・ 京都フードテック基本構想に基づく拠点整備を推進

【都市連携軸】

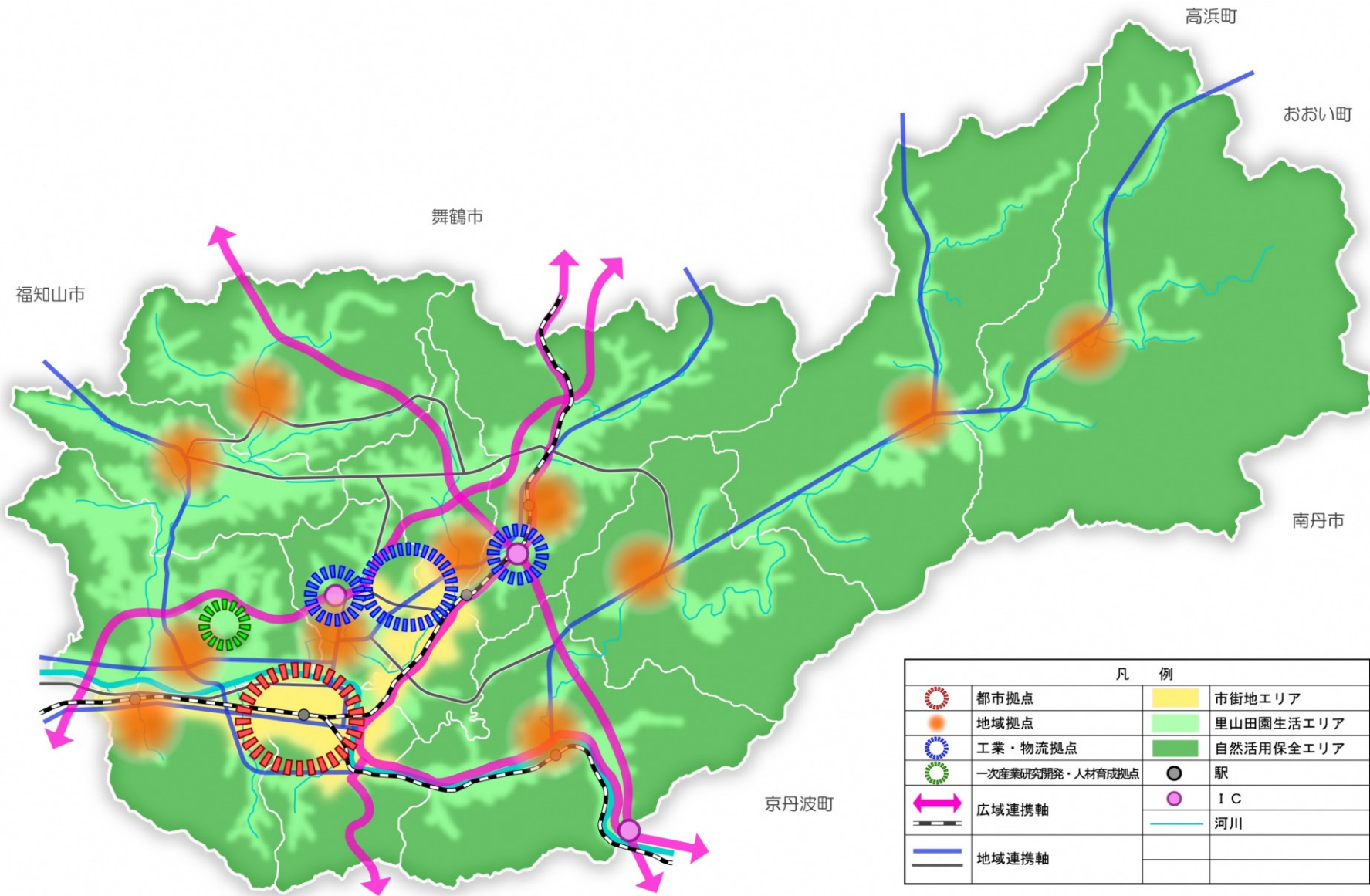
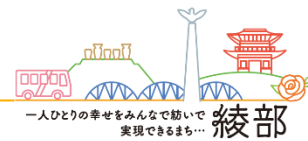
区分	摘要
広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道 27 号、173 号、JR 山陰本線及び JR 舞鶴線を位置づけ ・ 行政区域を越えた広域的な交通・物流・交流に資する動線軸の形成を図る
地域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要地方道及び一般府道・市道の一部を位置づけ ・ 市民の日常生活における利便性、アクセス性の向上を目指し、地域間の交通・交流に資する動線軸の形成を図る

【エリア】

区分	摘要
市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の人口や都市機能が集積する区域を位置づけ ・ 住みやすく、快適で便利な都市環境が形成されるべきエリアとして、都市機能の維持・充実と計画的な都市施設整備を図る
里山田園生活エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地エリアを除く、里山、田園に囲まれ自然環境の優れた集落や農地等からなる区域を位置づけ ・ 豊かな自然や、農業との調和を図りつつ、日常生活を支えるサービスが確保された居住環境を守ることにより、エリアの魅力向上に努め、田舎暮らしを希望する人々の移住・定住の促進を図る ・ 地域資源をいかした産業、観光、交流を促進することにより、地域の活性化の促進を図る
自然活用保全エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然と里山風景をつくりだす森林、原野、河川等の区域を位置づけ ・ 美しく清らかな自然環境に恵まれ、その保全が優先されるべき地域として景観に配慮し、森林の保全や林業の振興、自然環境をいかしたレクリエーションの場として活用を図る

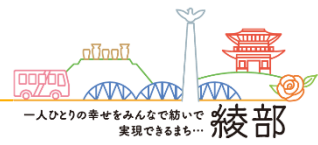


将来の都市構造





全体構想 改定の主なポイント





(1) 市街地エリア

<p>住宅ゾーン</p>	<p>既成市街地の住宅地 計画的に宅地開発された地域である低層住宅地 既成市街地の住宅地や土地区画整理事業により整備した地域である中高層住宅地 既成市街地南側の狭あい道路や老朽建築物が密集する地域は、安全安心な住宅地の形成に努める 主要地方道福知山綾部線、国道27号沿道周辺の自然環境に配慮した住宅地の形成を図る</p>
<p>商業・業務ゾーン</p>	<p>JR綾部駅周辺から市役所周辺までの商業地一帯 空き地や未利用地等の活用による、商業・業務等の機能強化やまちなか居住を促進 都市拠点の中心地として活性化を図る 歩行者空間や広場、駐車場、案内板等の充実を促進</p>
<p>都市サービスゾーン</p>	<p>市街地の主要地方道福知山綾部線及び国道27号の沿道 JR綾部駅周辺の商業・業務ゾーン及び京都府綾部工業団地、綾部市工業団地等の工業ゾーンを補完する地域として、既存の各種業務施設の活性化を促進 交通の利便性をいかし、業務施設の立地を促進</p>
<p>工業ゾーン</p>	<p>京都府綾部工業団地、綾部市工業団地等の既存の工業利用地 既存企業の規模拡大、既存産業との連携交流の推進、経済の活性化と雇用の促進を図る</p>
<p>工業・居住ゾーン</p>	<p>JR綾部駅北側及び国道27号、主要地方道福知山綾部線沿道の工業系市街地 周辺の住環境に配慮した生産環境の形成に努め、住宅と工業が共存する区域として土地利用を図る</p>

(1) 市街地エリア

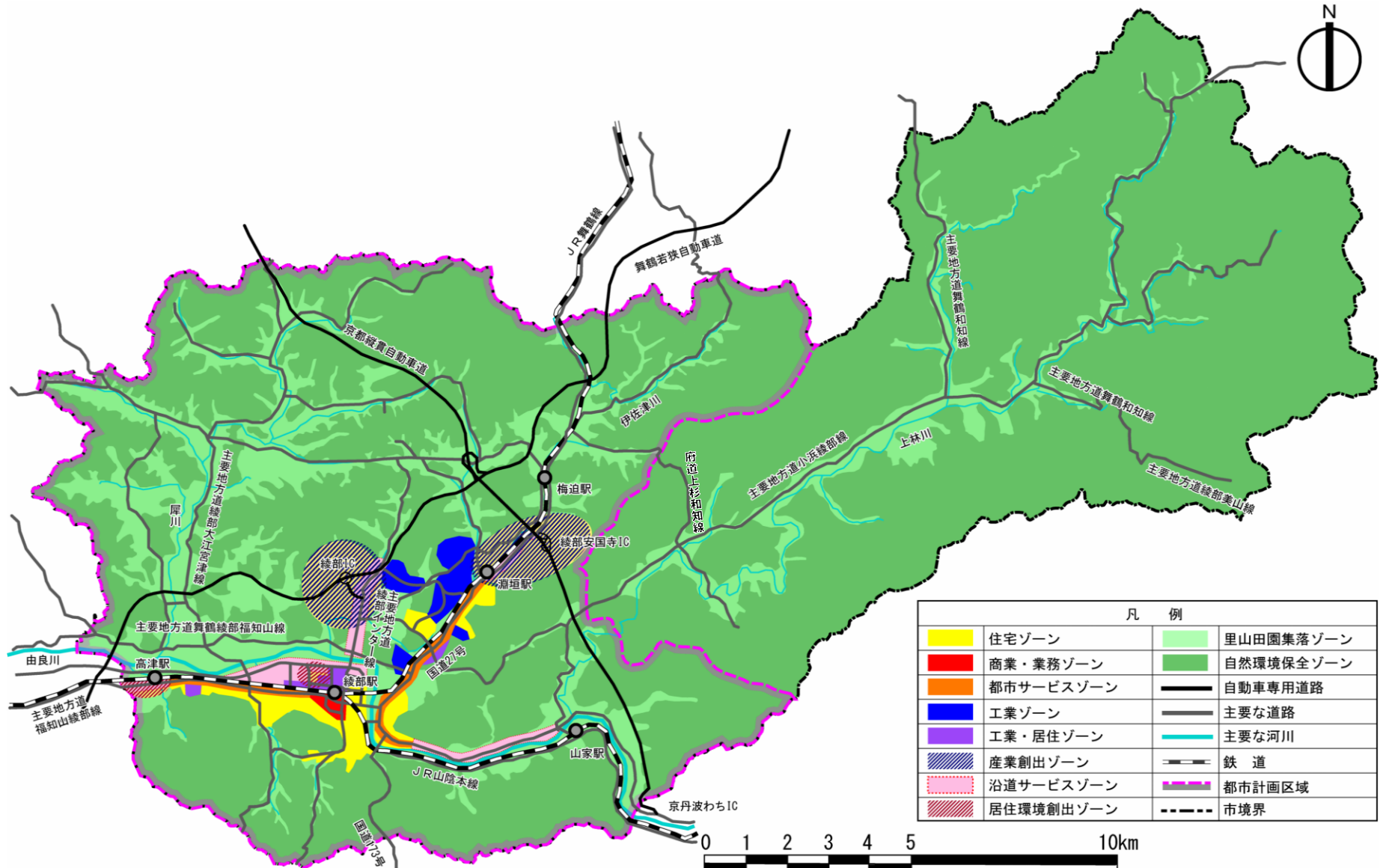
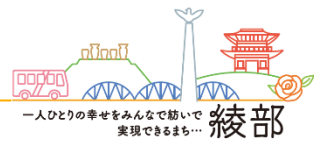
産業創出ゾーン	綾部インターチェンジ周辺、綾部安国寺インターチェンジ周辺において、既存の工業団地とあわせ府北部の産業の中心となる新たな産業用地の充実を図る
沿道サービスゾーン	国道27号、主要地方道福知山綾部線、綾部インター線、 <u>青野町から延町までの区間の市道高津旭線沿い</u> の市街地とインターチェンジ等の交通の要衝と連絡する沿道区域を、沿道サービスゾーンに位置づける 周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスをいかし、主要な幹線道路沿いの都市機能の充実を図る
居住環境創出ゾーン	JR綾部駅を中心とする都市機能が集約した市街地形成を基本としながら、 <u>人口減少抑制に向けた住環境の整備を図るため、宅地開発ニーズ等の高まりに応じてJR綾部駅北側や高津駅周辺において、安全安心に配慮した宅地化を計画的に推進</u>

(2) 里山田園生活エリア

里山田園集落ゾーン	里山田園生活エリアに点在する集落 居住環境の維持、向上を図り定住人口の安定化や増加を促進、地域特性に応じた土地利用 日常生活に必要な店舗等の配置等、暮らしやすい生活環境が形成可能な土地利用 農業生産性の向上や農業経営の安定に努め、優良農地として保全を図る 担い手の育成や農地流動化、農作業受委託を推進するための仕組みづくり、農産物のブランド化や特産品の生産拡大、観光農園や市民農園の推進等を促進、農業の活性化に努める
自然環境保全ゾーン	森林、原野、河川等は、土砂流出防止等の防災機能の維持を図るとともに、土地の保全や水源かん養のほか、景観等の観点から自然環境の保護・保全に特に配慮し、開発行為等を抑制して森林の育成、保全、林業の振興を図る。 自然環境の保全を最大限に配慮して自然とのふれあいの場として活用



土地利用の方針



1 道路・交通施設

【道路】

ア 京都縦貫自動車道の整備促進(4車線化)

イ 国道27号改良整備の促進

ウ 幹線道路ネットワークの拡充(府道・都市計画道路)

- ・府道福知山綾部線、小浜綾部線、綾部大江宮津線、舞鶴和知線、綾部美山線、上杉和知線
- ・綾部環状道路整備促進(府道広野綾部線、安場田野線、三俣綾部線、都市計画道路寺安場線)
- ・都市計画道路須知山線整備の推進

エ 生活道路(市道)

- ・関係者との協働により緊急性の高い路線から順次整備を推進
- ・市道高津小貝線の拡幅改良整備の推進
- ・市道上野試験場線拡幅改良整備の推進
- ・長寿命化修繕計画に基づく計画的な改修・維持管理
- ・通学路等の交通安全施設整備を推進

【公共交通】

- ・地域内交通の維持と利便性の向上(あやバスの維持、見直し ラストワンマイル支援)
- ・広域的な連携交流の強化(鉄道、バスなど広域的な公共交通との連携)

2 公園・緑地

【都市公園の整備、再生、保全】

- ・運動公園、総合公園、地区公園、街区公園等都市公園の適正配置と、市民のニーズに対応した、再生整備やユニバーサルデザイン化
- ・旧市民センター跡地を活用した都市公園整備の推進
- ・並松地区の堤防整備による遊歩道や東綾公園など由良川河畔の水辺空間を一体的に活用し、市街地の活性化につなげるかわまちづくり事業の取組を推進
- ・東綾公園はかわまちづくり事業により再整備を目指す

【公園施設の長寿命化の推進】

- ・綾部市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の維持管理や改築・更新

【市民との協働による公園管理】

- ・公園・緑地の整備や維持管理に市民が参画できる体制づくりの検討



3 上下水道・河川

【上水道】

- ・浄水場等の適切な施設管理
- ・老朽化した上水道施設・設備の計画的な更新や耐震化等に努め、水の安定供給を図る

【公共下水道】

- ・公共下水道事業計画区域の早期整備
- ・公共下水道の計画的かつ効率的な整備
- ・既存施設の長寿命化対策の取組

【農業集落排水】

- ・農業集落排水施設の適切な維持管理

【合併処理浄化槽】

- ・公共下水道や農業集落排水での整備区域以外については、合併処理浄化槽の補助制度の活用や特定地域生活排水処理事業による水洗化を促進

【雨水対策】

・効率的で効果的な雨水対策

・雨水ポンプ場や雨水排水路、樋門の適切な管理と浸水対策

【河川】

- ・並松地区での堤防整備、河道掘削・樹木伐採の促進
- ・河川流域の関係機関と連携した治水対策
- ・かわまちづくり事業による水辺空間の活用推進



4 その他都市施設

【ごみ処理施設等】

- ・クリーンセンターの適正な運転管理
- ・ごみの資源化、減量化を促進し、最終処分場の延命に努める

【ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進】

- ・発生抑制、再使用、再生利用の3Rを基本に、適正な分別によるごみ減量化の取組を推進
- ・リサイクルセンターの活用による効率的かつ安定的なリサイクル

【し尿処理施設】

- ・し尿処理施設は適切な維持管理を図り、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理を図る

【斎場】

- ・長期的な使用に耐えられるよう適切な維持管理と安全な稼働を図る

【駐車場】

- ・市営駐車場の集約化による再配置と運営の見直し

1 市街地整備

【計画的な土地利用】

- ・必要に応じて用途地域、建ぺい率、容積率等の見直し
- ・きめ細やかなまちづくりを行うため、地区計画の導入を検討
- ・**綾部インターチェンジ及び、綾部安国寺インターチェンジを中心とするエリアを産業創出ゾーンと定め、企業誘致に努めるとともに、企業の立地に合わせ必要な土地利用を実現するための都市計画の見直しを検討**

【市街地の整備】

- ・都市の骨格形成のため、環境、防災、安全に配慮した都市計画道路の計画的な整備
- ・**市街地の骨格を形成する綾部環状道路を構成する都市計画道路の早期実現**
- ・道路、公園や公共下水道等の都市施設の計画的な整備
- ・都市緑化を推進し、景観に配慮した豊かでうるおいのあるまち並み形成

【市街地中心部の活性化】

- ・**立地適正化計画に基づく都市機能の充実とまちなか居住の促進**
- ・**子育て支援施設の整備等による子育て環境の充実**
- ・空き地や空き店舗の活用を促進し、商業・業務サービス等の機能の強化
- ・**市街地中心部の将来像を検討し、将来像の実現に向けた取組の推進**
- ・狭あい道路により建築行為ができない土地等は、市街地の再整備を検討
- ・未利用地や空き家の流動化によるまちなか居住の促進

【四尾山南部地域のまちづくりの検討】

- ・**四尾山南部地域での居住誘導や地域の自然環境をいかした市の魅力を高めるまちづくりを推進**

2 住環境整備

【住環境の整備】

- ・民間開発の誘導
- ・まちなか空間向上計画の策定
- ・居住環境創出ゾーン(高津町、井倉町)において、農地との利用調整を図るなかで、宅地化に向けて官民連携も視野に地区計画や土地区画整理事業などの手法を検討
- ・綾部環状道路の整備を踏まえた沿道の宅地開発や住宅立地の促進

【公営住宅の整備】

- ・綾部市営住宅基本計画に基づき、公営住宅の計画的な建替えや借上型市営住宅の整備
- ・市営住宅建替えや、用途廃止団地の跡地の利活用にはPFIやPPPなど民間資本の活用を検討

【定住促進】

- ・幅広い年齢層の定住希望者への宅地・住宅の供給促進
- ・国や京都府と連携し、移住・定住の促進



【計画的な土地利用の規制、誘導】

- ・それぞれの地域特性に応じ、農地法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法等に基づいた土地利用の規制・誘導

【貴重な自然の保全】

- ・君尾山の「幻の大トチ」、頭巾山のブナ林のほか、古屋の上津灰のミズメ等、全国的にも著名な巨樹・巨木など貴重な自然資源の保全
- ・早稲谷川上流域の滝群、上原町の立岩まど貴重な地形の保全
- ・京都丹波高原国定公園において京都府と連携して必要な施設整備を推進

【市民との協働による自然環境の保全、活用】

- ・綾部市環境市民会議や上林川を美しくする会等の市民や事業者との協働により、うるおいのある自然の再生、河川や水源森林の保全を促進
- ・綾部ふれあい牧場の観光化による豊かな自然とのふれあいを通じた体験、交流を促進
- ・「綾部トレイル」や由良川におけるカヌー体験など、グリーンツーリズムの誘導促進

【地球温暖化抑制対策の促進】

- ・「2050年ゼロカーボンシティ」の実現のため、カーボンニュートラルを推進
- ・豊かな自然環境と調和を図りながら、再生可能エネルギーの有効活用を推進



【里山・自然景観の保全】

- ・豊かな自然と集落や農地で形成された良好な里山景観の保全
- ・上林川流域の豊かな自然環境や自然景観と調和した集落の保全

【歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全】

- ・京都府景観資産「ゲンゼ記念館・博物苑の近代化産業遺産とその周辺」や京都の自然200選(歴史的
自然環境部門)に選定された八幡山(高津八幡宮・高津城跡)、安国寺等の歴史的資源の保全と周辺
地域での歴史的資源と調和した景観の保全、形成

【市街地における賑わいと活気を感じる景観の形成】

- ・市街地において歩行者空間の整備を促進し、歩きやすく賑わいと活気を感じるまち並み景観の創出
- ・**かわまちづくり事業による水辺景観の創出**
- ・工業団地において緩衝的な緑地の保全、整備

【市民との協働による景観形成】

- ・綾部市環境市民会議や関係団体等と連携し、イベント等を通じて花と緑あふれるまちづくりを促進

【防災体制の強化】

- ・地域防災計画や水防計画に基づき、風水害、地震、原子力災害の予防対策や災害時の応急対策に対応するため、関係機関との連携強化に努め、防災・減災体制の確立を図る
- ・市民生活を脅かす新たな感染症の発生に対応するため、関係機関と連携した危機管理体制の構築及び感染症対策

【自然災害の防止】

- ・「由良川流域治水プロジェクト」に基づき、由良川流域に関わる関係機関と協働して、ハード対策とソフト対策が一体となった事前防災対策を推進
- ・伊佐津川流域においても浸水被害の軽減を図るため、「伊佐津川流域治水プロジェクト」に基づいた事前防災対策を推進
- ・雨水処理対策として、雨水ポンプ場や雨水排水路、樋門等の適切な維持管理をはじめ総合的な雨水対策を推進
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、大地震等が発生した場合に滑動崩落等のおそれがある大規模盛土造成地に対し安全対策を促進

【不燃化・耐震化の促進】

- ・綾部市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震改修等の支援策や環境整備を推進

【防災拠点等の整備】

- ・指定緊急避難場所や指定避難所、避難路等を確保するとともに、防災拠点の充実、機能向上を図る
- ・本市の公共施設について防災対策上の緊急性及び施設の耐震性を考慮し、耐震化を効率的かつ計画的に進める

【避難所、緊急輸送道路、避難路の整備】

- ・指定避難所は、建築物の耐震性の強化や防災設備の充実を図る
- ・指定緊急避難場所に指定しているグラウンドや運動場等の安全性の確保
- ・京都縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道、国道27号、173号、主要地方道福知山綾部線等は、地震発生時の消防活動又は緊急輸送等の緊急輸送ルートとして災害時の円滑なネットワーク化を促進
- ・**災害による緊急輸送道路の寸断や避難が集中した場合の代替道路を確保する観点から、綾部環状道路の整備を促進**
- ・**原子力災害時における避難路(小浜綾部線、上杉和知線、舞鶴和知線、綾部美山線などの府道)の早期拡幅整備を促進**
- ・指定緊急避難場所や指定避難所に避難するための避難路について、安全かつ円滑に避難できる有効な道路整備を検討

【ライフライン施設の耐震化の促進】

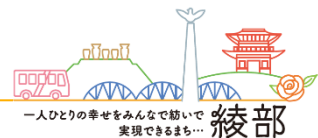
- ・上水道や下水道施設の耐震化を推進
- ・電気や通信施設の耐震化を事業者に要請し、災害時におけるライフラインの確保に努める

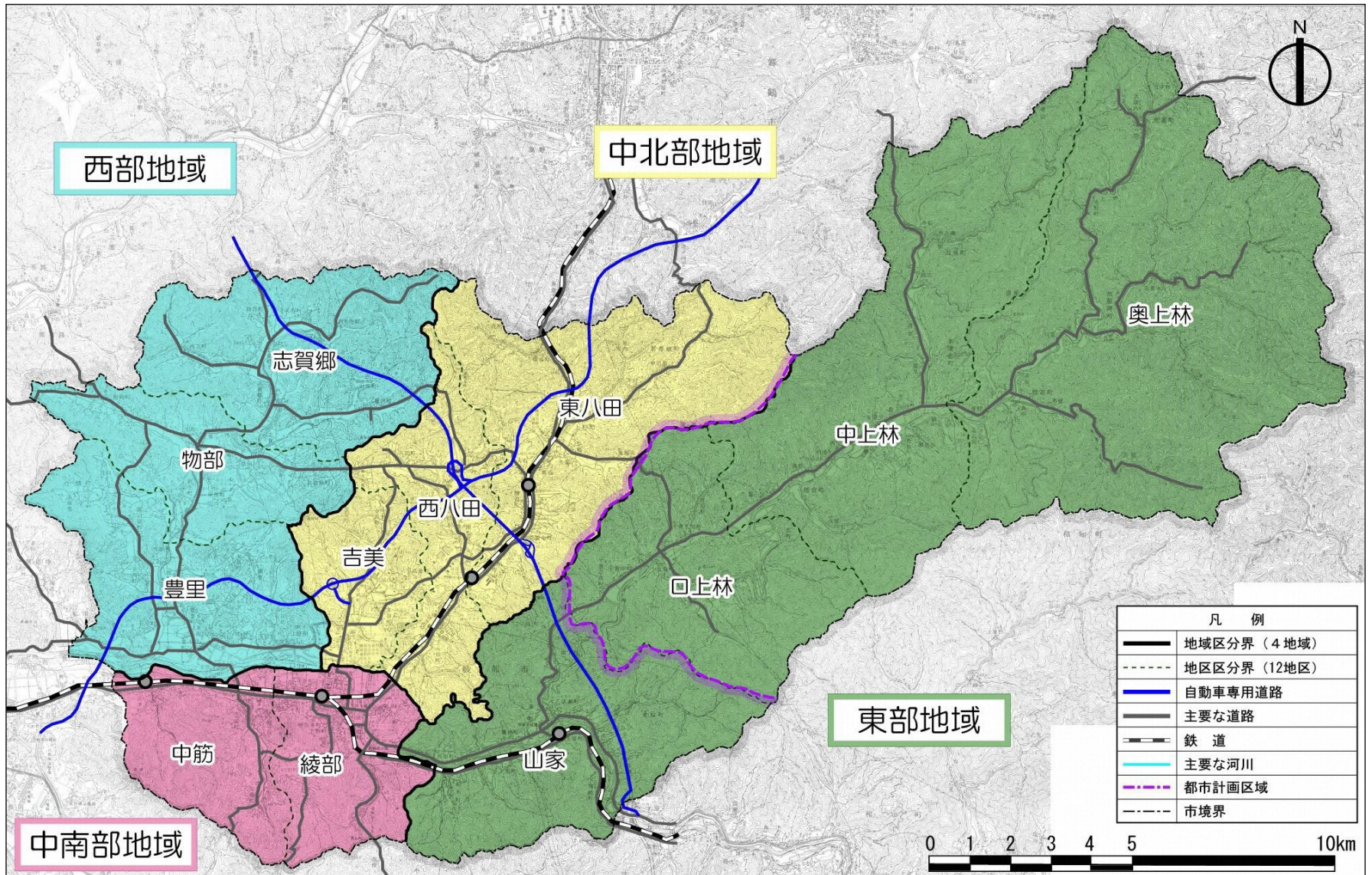
【地域コミュニティによる防災まちづくりの推進】

- ・自治会や事業所・団体等の自主防災組織の設立・育成
- ・綾部市自主防災組織等ネットワーク会議と連携した自主防災組織や事業所における防災座談会の推進や**避難行動タイムラインの作成促進**



地域別構想 改定の主なポイント





【主な都市整備の方針】

土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ用途地域や建ぺい率、容積率等を見直し ・地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行うため、地区計画の導入を検討 ・既存工場の操業環境を維持するため、特定用途制限地域の見直し ・JR綾部駅北側や高津駅周辺を居住環境創出ゾーンに位置づけ宅地化を促進
都市 施設	道路 交通 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国道27号の改良整備 ・綾部環状道路の整備促進と都市計画道路須知山線の拡幅改良の推進 ・地域内交通の維持や見直しとラストワンマイル対策 ・鉄道やバスなどの連携による隣接市や都市部との結節強化
	公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市民センター跡地での都市公園整備 ・由良川沿線の施設等を一体的に活用し市街地の活性化を図る「かわまちづくり事業」
市街 地・住 環境	法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の操業環境を維持するため、特定用途制限地域の見直しを実施 ・まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用 ・用途地域、特定用途制限地域の指定
	中心 市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地中心部の都市機能充実・適正配置とまちなかへの居住誘導 ・子育て支援施設整備等による子育て環境の充実 ・市街地中心部の将来像の検討 ・未利用地や空き家の流動化によるまちなか居住の促進
	住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路の解消へ向けた「まちなか空間向上計画」の策定 ・JR綾部駅北側や高津駅周辺での計画的な宅地化の促進
	四尾山 南部地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・綾部環状道路沿道を新たなまちづくりエリアとした宅地開発の促進、居住の誘導や、自然環境を生かした機能の誘致
景観形成		<ul style="list-style-type: none"> ・かわまちづくりの取組 ・歴史的資源の保全と活用

【主な都市整備の方針】

土地利用		<ul style="list-style-type: none"> 環境を悪化させるおそれのある建築物等の立地を規制しつつ、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用
都市施設	道路交通施設	<ul style="list-style-type: none"> 主要地方道綾部大江宮津線等の改良整備促進 生活道路となっている市道は緊急性の高い路線から順次整備 地域内交通とラストワンマイル対策
	一次産業開発・人材育成拠点	<ul style="list-style-type: none"> 京都府立農業大学校周辺のエリアにおいて、京都フードテック基本構想に基づく拠点整備のために必要な地区計画等の策定
市街地・住環境	法規制	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用 特定用途制限地域の指定
	住環境	<ul style="list-style-type: none"> 西部地域振興センター及び西部地域消防防災拠点を整備、安全安心の住環境を構築
自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者と協働し、河川や水源林の保全を促進 里山交流研修センターを拠点とし都市と農村の交流を推進
景観形成		<ul style="list-style-type: none"> 美しい自然景観と山々に囲まれた田園と農村集落で創出される里山景観の保全、形成

【主な都市整備の方針】

土地利用		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ用途地域や建ぺい率、容積率等を見直し ・地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行うため、地区計画の導入を検討 ・環境を悪化させるおそれのある建築物等の立地を規制しつつ、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用
都市施設	道路 交通 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・国道27号の整備促進 ・原子力災害時における避難路として上杉和知線の早期拡幅整備を促進 ・地域内交通とラストワンマイル対策
	下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の区域拡大、集落排水事業・合併処理浄化槽による水洗化に努める
市街地・住環境	新たな産業用地	<ul style="list-style-type: none"> ・綾部ICと綾部安国寺ICの周辺への企業誘致の推進 ・企業の立地に合わせ必要な土地利用を実現するための都市計画の見直しを検討
	法規制	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用 ・用途地域、特定用途制限地域の指定
自然環境		<ul style="list-style-type: none"> ・八田川流域や伊佐津川流域の里山に広がる森林等の豊かな自然環境や景観の保全
景観形成		<ul style="list-style-type: none"> ・黒谷和紙会館付近等、美しい自然景観と山々に囲まれた田園と集落で創出される里山景観の保全、形成

【主な都市整備の方針】

土地利用		<ul style="list-style-type: none">・環境を悪化させるおそれのある建築物等の立地を規制しつつ、まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用
都市 施設	道路 交通 施設	<ul style="list-style-type: none">・国道27号の整備促進・原子力災害時における避難路(小浜綾部線、上杉和知線、舞鶴和知線、綾部美山線)の早期拡幅整備を促進・綾部環状道路の一部として、一般府道広野綾部線の整備促進・地域内交通とラストワンマイル対策
	法規制	<ul style="list-style-type: none">・まちづくり条例に基づく地区まちづくり計画制度や開発事業の協議制度の活用・特定用途制限地域の指定
自然環境		<ul style="list-style-type: none">・君尾山の「幻の大トチ」、頭巾山のブナ林や、古屋の上津灰のミズメ等自然資源を保全・早稲谷川上流域の滝群、立岩等の地形の保全・京都丹波高原国定公園において豊かな自然と歴史的文化に触れることができるよう、京都府と連携して必要な施設整備の促進
景観形成		<ul style="list-style-type: none">・上林川流域の美しい自然景観と山々に囲まれた田園と集落で創出される里山景観の保全、形成